

# 入札説明書

大阪湾広域臨海環境整備センター

## 1 入札に付する事項

- (1) 件 名  
神戸沖埋立処分場軽油購入
- (2) 入札に付する物品の名称及び数量  
品 名 軽油（日本工業規格 JISK2204 の軽油使用ガイドライン（近畿地域）に適合していること。）  
予定数量 283キロリットル  
（うち、271キロリットルを免税軽油として、12キロリットルを課税軽油として購入予定）
- (3) 仕 様  
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 納入場所  
神戸市東灘区向洋町地先 神戸沖埋立処分場
- (6) 契約形態  
購入する軽油1キロリットル当たりの単価を定める契約とする。

## 2 入札参加資格に関する事項

次の(1)から(12)までのすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去2年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実のない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 入札参加申請書を提出する日から入札日までの間に、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の入札参加指名停止を受けていないこと。
- (6) センターとの契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けていない者（本入札の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）であること。
- (7) 令和4・5年度のセンター入札参加資格審査（登録）において、「業種：物品供給等」の「種目：燃料・油脂・塗料」の「項目：燃料」で申請を行い、当該申請書の受領書の交付を受けていること。  
なお、その申請をしていない者であって、この入札に参加を希望するものは、4の(3)により資格審査の申請等を行うことができる。
- (8) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (9) 本入札案件に係る軽油の販売について、兵庫県において軽油引取税の免税制度に基づく免税軽油の販売取扱いが可能な者であること。
- (10) 本入札での購入予定数量について元売業者等からの軽油安定供給の保証が得られる者であること。
- (11) 災害発生時に通常時の油槽所基地以外の油槽所基地等が確保出来る者であること。
- (12) 油槽容量24キロリットル以上の石油タンカーにより納入場所に軽油を納品することが可能な者であること。

### 3 契約事項を示す場所

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階  
大阪湾広域臨海環境整備センター財務課

### 4 入札参加申請手続き

- (1) この一般競争入札に参加しようとする者は、次のアからオに定めるところに従い、入札参加申請書等を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの確認を受けなければならない。

#### ア 入札説明書等の交付

##### a 交付方法

インターネットのセンターホームページの「入札情報」のページからダウンロードして入手することを原則とする。

##### 【センターホームページアドレス】

<http://www.osakawan-center.or.jp/>

##### b 交付期間

令和6年2月16日(金)から同年3月22日(金)まで

##### c 交付する書類の内容

- ① 入札説明書（本資料）
- ② 仕様書
- ③ 日程表
- ④ 入札参加申請書（様式A）
- ⑤ 契約書様式（暴力団排除に関する特約）
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑦ 入札参加資格審査申請書類一式
- ⑧ 競争入札心得

⑨ 大阪湾広域臨海環境整備センター指名停止基準に関する達

イ 入札参加申請の受付期間

令和6年2月16日(金)から同年2月27日(火)まで(当日消印有効)

ウ 入札参加申請の方法

郵送(簡易書留)による。

エ 郵送先

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

大阪湾広域臨海環境整備センター財務課 あて

オ 提出書類

a 入札参加申請書(様式A)

b 添付資料

① 石油販売業開始届出書または当該書類を届出済みであることを証明する書類

② 購入予定量について、元売業者からの軽油安定供給の保証を得ていることを証する書類  
(仕様書13 その他(6)で指示する契約締結後に提出予定の「供給保証書(様式1)」の写し)

③ 納品に使用する予定の石油タンカーの積載量等についての根拠資料(造船証明書等)

c 入札参加決定通知書送付用封筒(254円切手(特定記録の料金160円を含む。))を貼付し、返信先を明記した長形3号封筒)

(2) 入札参加決定通知書等の送付

入札参加について決定した結果を申請者に郵送する。また、入札に参加することができる者には、入札書用紙及び委任状用紙を併せて郵送する。

(3) 令和4・5年度センター入札参加資格審査において、「業種：物品供給等」の「種目：燃料・油脂・塗料」の「項目：燃料」で申請を行っていない者であって、この入札に参加を希望するものは、次に従い、資格審査(登録)の手続きをすることができる。

ア 新規申請の場合

a 申請要領の配付は、上記(1)のアと同様の方法により行う。

b 申請の時期、申請の方法及び申請する場所は、それぞれ上記(1)のイからエと同様とする。

c 提出書類は申請要領のとおりとする。

イ 既にセンターの入札参加資格の「業種：物品供給等」の登録手続きを行っている者であって、「種目：燃料・油脂・塗料」の「項目：燃料」を追加する場合は、センターホームページの「入札情報」のページから変更届(様式第12号)をダウンロードして必要事項を記載の上、上記(1)の申請と同時に提出すること。

なお、種目の登録において、既に5種目の登録がされている場合は、種目の追加及び入れ替えはできない。

## 5 入札の場所及び日時

(1) 場 所

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

大阪湾広域臨海環境整備センター会議室

(2) 日 時

令和6年3月22日(金) 14時30分

## 6 入札保証金、低入札価格調査制度／最低制限価格制度及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金  
免除
- (2) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度  
設定しない。
- (3) 契約保証金  
免除

## 7 入札の無効に関する事項

本入札に関する条件に違反した入札のほか、競争入札心得（以下「入札心得」という。）第9条の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 8 その他

- (1) 予定価格の公表  
予定価格は事前に公表しない。
- (2) 入札方法
  - ア 入札は軽油引取税を含まない軽油1キロリットル当たりの単価で行う。ただし、契約書に記載する金額は、軽油1キロリットル当たりの単価とし、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に軽油引取税の額を加算した金額とする。  
従って、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額（軽油引取税を含まない軽油1キロリットル当たりの単価）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 入札は、本入札説明書によるほか、入札心得の定めるところに従い行う。
- (3) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (4) 入札の中止  
入札参加者がいない場合は入札を行わない。
- (5) 入札の辞退  
入札参加者が入札を辞退する場合は、入札心得第5条の規定により取り扱うものとする。
- (6) 契約書に関する事項
  - ア 落札者は、センターの指示に従い、契約書を作成の上、落札日から7日以内にセンターと仮契約を締結するものとする。
  - イ 契約書に記載する金額は、購入する軽油の1キロリットル当たりの単価とし、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）した後、軽油引取税の額を加算した金額とする。
- (7) 誓約書  
落札者は、センターの発注業務等における暴力団排除のための措置により、暴力団員等関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに提出しなければならない。
- (8) 納入形態等  
納入期間内において、センターが指定する数量を指定する日時に船舶により納入場所へ納品するものとする。また、免税軽油についてはフランジ接続による納品とし、課税軽油についてはドラム

缶による納品とする。なお、納入方法の詳細は別添仕様書による。

(9) 違約金を徴する場合

ア 落札者が契約を締結しないときは、落札金額（単価）に予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴する。

イ 契約を締結した後、落札者が入札に付した物品を納入する見込みがないと明らかに認められる等の理由により、センターが契約書に基づき契約を解除した場合は、契約金額（単価）に予定数量を乗じて得た金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として徴する。

(10) 問い合わせ先

〒530-0005 大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 9 階  
大阪湾広域臨海環境整備センター財務課  
TEL 06 (6204) 1723